

優遇税制の改正について

最近、優遇税制の適用期間延長や更なる優遇に関する規定が多く公布されていますが、その中で日系企業でも適用事例がよく見られた優遇税制を抜粋し、その改正内容をご紹介します。すべて企業所得税に関する優遇税制です。紙面スペースの都合上、改正箇所のみ簡単にご紹介しますので、実際に適用を検討される際には各関連規定を必ずご確認ください。

1. 小規模薄利企業の優遇税率

<p>財税[2019]13 号 小規模薄利企業 年間課税所得額；100 万元以下…実質税率 5% 年間課税所得額；100 万元以上 300 万元以下 …実質税率 10% 適用期間；2019 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日</p>	<p>財政部稅務總局公告 2021 年第 12 号 小規模薄利企業 年間課税所得額；100 万元以下…実質税率 2.5% 適用期間；2021 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日</p>
<p>小規模薄利企業の要件等は財税[2019]13 号等の関連規定及び過去の上海通信（2019 年 4 月号）を参照</p>	

2. 単価 500 万元以下の設備・器具一括控除

<p>財税[2018]54 号 2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に 新規購入した単価 500 万元以下の設備、器具は、稅務 上一括控除可</p>	<p>財政部稅務總局公告 2021 年第 6 号 適用期間が 2023 年 12 月 31 日まで延長</p>
<p>過去の上海通信（2018 年 8 月号、11 月号）を参照</p>	

3. 研究開発費用の税前加算控除

<p>財税[2018]99 号 研究開発活動で實際発生した研究開発費用 当期損益計上した場合；事実に基づき控除+實際発生 額 75%加算控除可</p>	<p>財政部稅務總局公告 2021 年第 6 号 左控除比率について適用期間が 2023 年 12 月 31 日 まで延長</p>
<p>無形資産に計上した場合；取得原価の 175%で税前償 却可 適用期間；2018 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日</p>	<p>財政部稅務總局公告 2021 年第 13 号 2021 年 1 月 1 日より、製造業企業に対しては、控除 比率が引き上げられ、 損金計上した場合；加算控除比率を 100%へ 無形資産計上した場合；取得原価の 200%により税 前償却可 製造業企業とは、製造業を主要業務とし、その主要 業務の売上高が当期売上高の 50%以上を占める企業 を指す</p>
<p>控除対象となる研究開発費用の範囲等については財税[2015]119 号、財税[2018]64 号等の関連規定を参照</p>	